



# 鳥取県公報

令和2年4月24日（金）  
第9195号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（254）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（255）（農業大学校）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（4件）（256～259）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 3
	県営土地改良事業計画の決定（260）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（261）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（262）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（263）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・ 4
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 4
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施（〃）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4-1  
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操  
変更後 株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年4月9日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和2年4月24日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第255号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
  - (1) 生産品  
鳥取中央農業協同組合  
せきがね犬狹観光株式会社  
地方卸売市場倉吉青果株式会社  
大山乳業農業協同組合
  - (2) 牛  
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

## 2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**鳥取県告示第256号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を令和2年4月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第257号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、稲光井手土地改良区の定款の変更を令和2年4月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第258号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を令和2年4月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第259号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を令和2年4月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第260号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 大井手古海地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年4月24日から同年5月14日まで

## 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

**鳥取県告示第261号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売

払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月24日

鳥取県農業試験場長 坂 東 悟

- 1 委託の相手  
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**鳥取県告示第262号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
下西谷地区急傾斜地崩壊危険区域
  - 2 区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域
- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| 土 地                   | 標 柱      |
| 東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷507-3 | 1号から5号まで |

**鳥取県告示第263号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ショートステイ ル・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520 -1	短期入所	令和2年5月 31日

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受験対象者  
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
------	----	----

令和2年7月19日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
令和2年8月23日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市国府町庁380 国府町コミュニティセンター大会議室ほか
令和2年9月6日（日）	〃	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
令和2年12月6日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

### 3 試験

#### (1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

#### (2) 時間

6時間30分

### 4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

### 5 申込受付期間

令和2年5月25日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 令和2年7月3日（金）

(2) 鳥取会場 令和2年7月31日（金）

(3) 倉吉会場（1回目） 令和2年8月21日（金）

(4) 倉吉会場（2回目） 令和2年11月20日（金）

### 6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円

イ その他の者 4,300円

(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円

イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により狩猟免許試験を中止又は延期する場合は、その旨公告する。

(2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320 0859-31-9324

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和2年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	令和2年7月16日（木）	午前9時から 正午まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和2年8月2日（日）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂
倉吉市及び東伯郡	令和2年8月23日（日）	午前9時から 午後0時30分 まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
米子市、境港市及び西伯郡	令和2年7月26日（日）	午前9時から 午後2時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
日野郡	令和2年8月25日（火）	午前9時から 午前11時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和2年9月14日（月）	午後1時から 午後4時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所202会議室

## 3 講習

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、別途郵送する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

なお、自宅での履修状況を確認するため、別途郵送する確認表を適性試験当日に提出すること。

## 4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

## 5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、8に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送により申請する者のみ。）

## 6 申込受付期間

令和2年5月20日（水）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡  
令和2年7月8日（水）
- (2) 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡  
令和2年7月22日（水）
- (3) 倉吉市、東伯郡及び日野郡  
令和2年8月7日（金）
- (4) 米子市、境港市及び西伯郡  
令和2年7月15日（水）

また、2の(2)の会場については、令和2年8月17日（月）から同年9月7日（月）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により適性試験及び講習の方法を変更する場合は、鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>）に変更事項を掲載する。
- (2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320 0859-31-9324

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年2月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社マルテ S F  
鳥取市安長二丁目633-1
- 5 落札金額 51,480,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年1月10日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立倉吉農業高等学校  
倉吉市大谷166